

# 神戸市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成30年3月30日神戸市条例第30号)

改正 令和6年3月29日条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定等に基づき、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(介護医療院が有しなければならない施設)

第2条 法第111条第1項に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げる介護医療院の区分に応じ、当該各号に定める施設（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。）とする。

(1) 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。） 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号。以下「基準省令」という。）第5条第1項各号に掲げる施設

(2) ユニット型介護医療院 基準省令第45条第1項各号に掲げる施設

(介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数)

第3条 法第111条第2項の規定に基づき条例で定める事項（同条第4項第1号に係るものに限る。）は、次条及び第5条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第1号に定める基準に定めるところによる。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第26条（基準省令第54条において準用する場合を含む。）に規定する管理者は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第12条において同じ。）であってはならない。

(夜勤職員の配置に関する基準)

第5条 夜間及び深夜の時間帯に勤務する従業者のうち1人以上は、医師、看護

師、准看護師、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の2第1項の適用を受ける者、同法附則第4条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項の認定を受けた者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 入所者の中に、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する

喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を定期的に必要とする者がいない場合

(2) 夜間及び深夜の時間帯に喀痰吸引等が必要となった場合における対応について定めた計画を作成し、市長と協議した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、入所者の安全に支障がないものとして、市長が認めた場合

2 前項の「従業者」とは、基準省令第4条の規定に基づき一定の数の人員を置くべきものとされる従業者をいう。

（介護医療院の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準）

第6条 法第111条第3項に規定する条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準（同条第4項第2号に係るものに限る。）は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第2号に定める基準に定めるところによる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 前条の規定に基づき基準省令第7条第1項（基準省令第54条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同項中「勤務の体制」とあるのは、「勤務の体制、サービスの提供に当たって入所申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。

（法第111条第4項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第8条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係

るものに限る。)は、次条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準に定めるところによる。

(記録の整備)

第9条 前条の規定に基づき基準省令第42条第2項(基準省令第54条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第10条 削除

(入所者の計画的な受入れ)

第11条 介護医療院の開設者は、入所者の計画的な受入れに努めるとともに、日々のサービスの提供に必要となる職員の配置に努めなければならない。

(介護医療院の開設の許可に係る基準)

第12条 法第107条第1項の許可を受ける介護医療院の開設者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

附 則 (令和6年3月29日条例第55号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。